

3-1

児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童を養育している方に支給されます。お子さんが生まれたり、他市町村から転入したときに手続きが必要です。申請手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

対象者

南風原町在住で、高校生まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方。

内 容

- ・原則として年に6回(偶数月)、それぞれの前月分までの手当を支給します。受給者の住所地の市区町村から支給されます。(※公務員は勤務先から)
- ・原則として、申請日の翌月分の手当から支給の対象になります。

児童の年齢	児童手当額(1人あたり月額)
3歳未満	第1子、第2子 15,000円
	第3子以降 30,000円
3歳～高校生年代 (18歳年度末まで)	第1子、第2子 10,000円
	第3子以降 30,000円
大学生年代 (22歳年度末まで)	なし (第3子加算のカウント対象)

※R6年10月制度改正有り。詳しくはQRコードから確認してください。

問い合わせ先
こども課 (☎098-889-7028)



3-2

こども医療費助成

こどもの健やかな成長に寄与することを目的に、南風原町在住の高校生年齢まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童の医療費を助成します。お子さんが生まれたり、他市町村から転入したときに手続きが必要です。申請手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

対象者

南風原町に住所を有し、かつ健康保険に加入している高校生年齢まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童。

内 容

健康保険を適用した医療費の自己負担分(一部負担金)の額を助成します。
 ※歯科、整骨院等を含む
 ※他制度で負担分、各健康保険からの高額療養費・附加給付金の支給分を除きます

問い合わせ先
こども課 (☎098-889-7028)



認可保育施設は、保護者の就労や疾病などの理由により保育を必要とする児童を預かり保育をする施設です。また、発達支援を必要とする児童の健全な社会性の成長発達を促すこともを目的とした発達支援保育、保護者の就労時間等やむを得ない事情のために延長保育が実施されています。

対象者

- ・保護者及び児童が南風原町在住であること
- ・保護者が就労等の「保育を必要とする理由」があること
- ・生後3か月～5歳児までの集団保育が可能な児童

利用の流れ

事前に役場こども課への申込みが必要となります。

利用料

0歳時～2歳児クラスは保護者の市町村民税の所得割額により決定します。
3歳児からは、保育料は無料となりますが、食材料費等が必要となります。

	保育施設名	電話番号	所在地
保育所	宮平保育所	889-3920	宮平9
	津嘉山保育園	889-1336	津嘉山105
	かねぐすく保育園	889-4378	新川160
	南風原はなぞの保育園	889-3425	大名156-4
	若夏保育園	882-7800	津嘉山1667-9
	みつわ保育園	889-0767	喜屋武416-2
	さんご保育園	889-1768	本部434-44
	はえばる保育園	889-4259	津嘉山1208-1
	マイフレンズ保育園	888-2862	宮平375
	ていだ保育園	888-1945	宮平607-1
	なのはな保育園	888-0296	宮城52-1
	よなは保育園	889-6949	与那覇153-2
	ももの木保育園	851-4908	本部178-6
	やまがわ保育園	996-4188	山川347
	南風原やまびこ保育園	889-1536	宮平496-9
	明星保育園	996-1958	津嘉山108
	よなは第2保育園	851-4708	宮城321-3
地域型保育施設	よいサマリヤ人保育園	889-1339	新川460
	くわの実保育園	851-8904	山川368-1
	たいようのおか保育園	996-3717	津嘉山113-1
	ぱすてる保育園 つかざん園	851-4430	津嘉山1351
	ひまわり保育園	889-1777	本部421-29
認定こども園	開邦幼稚園	889-5619	宮城428-1

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）



保護者のパート就労や疾病・出産、介護等により一時的に家庭保育が困難な場合、児童を保育します。

理由により、利用限度日数が週1日～月15日と設定されています。

対象者

0～5歳までの子どもを養育する保護者で、パート就労や疾病・出産、介護等により一時的に家庭保育が困難な方

実施場所

宮平保育所、みつわ保育園、かねぐすく保育園（補助事業）

町内認可保育所（園）

※ 上記以外の保育園は自由事業となります。

※ 実施状況については各園へお問い合わせください。

利用料

各保育所（園）へお問い合わせください。

問い合わせ先

こども課（☎098-889-7028）

事業実施保育園



地域子育て支援センターとは、保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する場所です。利用方法については、実施保育園までお問い合わせください。

対象者

0～5歳までの子どもとその保護者

実施場所

①ふくぎの家（宮平保育所内） ☎889-3920

月～土 午前9時30分～午前12時 午後1時～午後3時

（土曜日は午前中、日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）

②たんぱぽ広場（津嘉山保育園内） ☎889-1336

月～金 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

（土日・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）

③がじゅまる広場（かねぐすく保育園内） ☎889-4378

月～金 午前8時30分～午後1時30分

（祝日・慰霊の日・年末年始は休み）

④つぼみの家（よなは第2保育園内） ☎851-4708

月～金 午前9時～正午、午後1時～3時

（土日・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）

※園都合により、変更がある場合がありますので、実施状況については各保育所（園）へお問い合わせください。

利用料

無料 ※講座や特別な行事等により別途費用が発生する場合があります。

詳細は、各保育所（園）へお問い合わせください。

問い合わせ先

制度のこと：こども課（☎098-889-7028）

利用のこと：事業実施保育園



放課後や学校休業日に保護者が仕事等で家庭にいない小学生に、生活の場や遊びを提供しています。

対象者

保護者が仕事や疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学校1年生～6年生の南風原町在住の児童

利用の流れ

4月からの新規入所は毎年1月頃（年度によって変わります）に申込受付期間を設けます。期間内に入所を希望する各学童クラブへ直接お申し込みください。

※定員以上の申込があった場合は、各学童クラブで入所審査が行われます。

利用料等

各学童クラブにより異なります。

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）



すべてのこどもが利用できる居場所として、遊び、レクリエーション、文化活動などをおして、心身ともに健やかに育成することを目的としています。

対象者

18歳未満のこども（未就学児は保護者の同伴が必要）

利用の流れ

初回利用時に登録カードを作成し、すぐに利用可能です。

児童館一覧

児童館名	電話番号	所在地
北丘児童館	889-3883	宮平489番地1
兼城児童館	889-6114	兼城84番地
本部児童館	889-5008	本部116番地
津嘉山児童館	888-2925	津嘉山663番地1

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）



子育てのお手伝いを必要としている方（おねがい会員）と子育ての支援ができる方（サポート会員）がセンターに登録し、相互扶助活動による子育て支援を行います。

会員登録できる方

《おねがい会員》

- ①町内に居住する方、または町内の事業所に勤務する方
- ②生後4か月～小学6年生までの育児をしている方
- ③その他、育児支援が必要と認めた方

《サポート会員》

- ①原則、町内に在住する方
- ②健康で積極的に活動できる方
- ③センターが指定する講習会等を受講した方



具体的な支援内容

- ①保育園・幼稚園等の保育開始時間までの預かりおよび施設までの送り。
- ②保育園・幼稚園等の保育時間終了後の送迎。
- ③学校・学童クラブ等の終了後の預かり。
- ④子どもの軽度の病気時の預かり。（病院受診後の預かり。）
- ⑤保護者等の病気や急用時等の子どもの預かり。
- ⑥冠婚葬祭、または他の子どもの学校行事等の時の子どもの預かり。
- ⑦その他、支援が必要と認められた時。

利用料

サービスを利用した場合は、おねがい会員からサポート会員へ直接報酬を支払っていただきます。

◆月曜日～金曜日

- ・ 7:00～19:00 600円／1時間あたり
- ・ 19:00～22:00まで 700円／1時間あたり

◆土・日・祝祭日、年末年始

- 7:00～22:00まで 700円／1時間あたり

◆病児・病後児

- ・ 7:00～19:00 700円／1時間あたり
- ・ 19:00～22:00まで 800円／1時間あたり

利用の流れ

- ①相談・登録 社協にて相談・登録してください。
- ②マッチング 社協の担当職員が、おねがい会員とサポート会員の顔合わせや調整等を行い、支援が開始されます。

問い合わせ先
南風原町ファミリーサポートセンター
(町社会福祉協議会 ☎098-889-3327)



地域の公民館等を利用して子育て中の親子が集まり、子育てについての情報交換や親子同士の交流を図ります。

実施地域

	実施地区	実施日
1	新川子育てサロン	毎月第1・2・3・4火曜日(午前10時～正午)
2	兼城子育てサロン	毎週木曜日(午前10時～正午)
3	照屋子育てサロン	毎週金曜日(午前10時～正午)
4	ちむぐる館	毎週月曜日(午前10時～正午)

内容

親子で楽しめるレクリエーション、情報交換、子育て相談、おやつタイムなど。

対象者

主に就学前の子どもとその保護者

参加費

無料（イベント等の際は一部有料）

利用の流れ

- ①相談 社協へ相談してください。
- ②利用開始 参加可能な実施地区に直接ご参加ください。



問い合わせ先
町社会福祉協議会（☎098-889-3327）



子ども達（高校生まで）を対象として、食事（お弁当）や居場所を提供します。

対象者

町内の高校3年生までの子ども

日時・場所

- ☐ 場 所 ちむぐる館
- ☐ 開催日 毎週水曜日 午後4時～午後5時15分（公休日、年末年始を除く）

参加費

100円

問い合わせ先
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）

母子保健推進員は、町長の任命をうけて妊産婦や保護者等が安心して育児に取り組めるよう、住民のよき相談相手として、各行政区に配置されています。行政と連携をとりながら、主に妊産婦や乳幼児の家庭を訪問し、健診等の母子保健事業のお手伝いを行っています。出産や子育てに関することで心配ごとや悩みごとがありましたら1人で悩まずお気軽にご相談ください。

問い合わせ先
国保年金課健康づくり班（☎098-889-7381）

出産後、「体調がすぐれない」、「育児に関するアドバイスがほしい」など、特に支援が必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、母子とその家族が安心して育児に取り組める環境を整えることを目的とした事業です。助産師がご自宅を訪問、または、自身で町が委託する医療機関等へ出向き、産婦の心身ケアや育児相談などを行います。

利用回数

訪問型・通所型・短期入所型を自由に組み合わせ、産婦1人に対し最大5回（短期入所型のみ上限2回）まで利用できます。

対象者

南風原町内に住所を有する産後1年を経過しない産婦及びその乳児で、産後ケアを必要とする方

支援の流れ

- ①ホームページ内にある産後ケア事業 電子申請入力フォームより申請します。
- ②1～2週間ほどで承認通知書が届きます。
- ③ご自身で施設へ利用予約し利用します。

利用料等

委託先施設によって異なります。（非課税世帯・生活保護世帯は無料）
詳しくはホームページをご覧ください。

問い合わせ先
国保年金課健康づくり班
（☎098-889-7381）



出産費用にお困りの生活保護世帯・住民税非課税世帯等の妊婦が安全に出産できるよう、指定病院での出産費用を助成します。

対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・経済的な理由で入院助産を受けることができない方
(所得が一定以下の方(生活保護世帯、住民税非課税世帯など))

支援の流れ

- | | |
|-------|---|
| ①相談 | 南部福祉事務所(字宮平)またはこども課へ相談してください |
| ②申請 | 申請書(南部福祉事務所またはこども課で受取)や診断書等の提出が必要です
※原則、予定日の2か月前までに申請が必要です |
| ③審査 | 申請書等の審査を行います |
| ④入所決定 | 審査の結果、対象となる方は助産施設への入所と出産費用援助が決定されます |

問い合わせ先
こども課(☎098-889-7028)



母体の健康の保持と、胎児及び出生後の乳児の健全な成長を図るため、栄養の援助を必要とする妊産婦及び乳児に対して、栄養食品を支給します。

内容

栄養食品(粉ミルク)の支給

対象者

生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯、所得税非課税世帯の妊産婦および医師により栄養強化が必要と認められた乳児、栄養状態不良等により保健相談又は経過観察が必要と認められる乳児

支援の流れ

- ①必要書類を添えて申請書を提出 ②支給の決定
③毎月保健師又は栄養士による指導を実施する際に直接支給

支給内容等

妊婦・産婦：妊産婦ミルク(1人1月につき中缶2缶)
乳児：乳児ミルク(1人1月につき大缶1缶)

問い合わせ先
国保年金課健康づくり班(☎098-889-7381)

経済的理由により就学困難と認められる小中学生の保護者に対し、教育費の負担を軽減するため、学校給食費や学用品費等の支給を行っています。

対象者

次の（１）または（２）に該当する世帯のうち、①～⑤のいずれかに該当する世帯

- （１）町内に住所を有する児童・生徒もしくは令和7年度に入学を予定している者の保護者
- （２）町立の小中学校に区域外就学で通っている児童生徒の保護者

- ①現在、生活保護を受けている世帯
 - ②前年度または当該年度において、生活保護を停止または廃止された世帯
 - ③市町村民税が非課税の世帯
 - ④児童扶養手当を受給している世帯
 - ⑤世帯の収入が、町指定の基準額未満の世帯
- ※上記以外でも特殊な事情等で経済的に困りの世帯は対象となる場合がありますので、下記お問い合わせに確認ください。

支給額

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、入学準備金・新入学児童生徒学用品費等、学校給食費、医療費の一部または全額

※援助費目ごとに上限が異なります。

※入学準備金・新入学児童生徒学用品費等は毎年4月までの申請者に限ります。

※生活保護を受けている世帯は医療費と修学旅行費のみ対象です。

援 助 費 目	小学校	中学校
学 用 品 費	11,420円	22,320円
通 学 用 品 費（小2～6年、中2・3年）	2,230円	2,230円
校 外 活 動 費（宿泊なし）	1,570円以内	2,270円以内
修 学 旅 行 費	20,000円以内	60,000円以内
新入学児童生徒学用品費等・入学準備金（新小・中1年）	40,600円	47,400円
学 校 給 食 費	実費額	実費額
医 療 費（生活保護、町外在住の区域外就学者）	実費額	実費額

問い合わせ先
学校教育課（☎098-889-6181）



南風原町立幼稚園に通う園児の保護者に対し、教育費の負担を軽減するため、預かり保育にかかるおやつ代の支給を行っています。

対象者

南風原町内に在住する園児のいる世帯で、①～②のいずれかに該当する世帯

- ①現在、生活保護を受けている世帯
- ②市町村民税が非課税の世帯

支給費目

預かり保育にかかるおやつ代

問い合わせ先
学校教育課（☎098-889-6181）

離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

対象者

下記のいずれかにあてはまる児童（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している母または父、父または母にかわって児童を養育している養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④父または母が生死不明の児童
- ⑤父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

手続き

- ①相談 こども課へ相談してください。
- ②申請 申請書等（こども課で受取）の提出が必要です。
※申請される方の状況によって必要な書類が異なります。
- ③審査 沖縄県にて、申請書類の内容を確認し審査します。
- ④決定 審査の結果、対象となる方には手当が支給されます。

手当の月額

（令和7年4月1日現在）

区分	全額支給	一部支給
児童1人の場合	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人目以降の加算額 （1人につき）	11,030円	11,020円～5,520円

※手当額は所得等に応じて決定されます。

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）



母子及び父子家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的に、18歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成します。

申請手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

対象者

- (1) 母子家庭の母と児童
- (2) 父子家庭の父と児童
- (3) 養育者と養育者が養育する父母のいない児童

※児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者が対象です。

※所得制限があるため、毎年「現況届」の提出が必要となります。

助成の範囲

医療機関を受診した際の自己負担分(保険適用分)から一部負担金を控除した額を助成します。

※他制度で負担分、各健康保険からの高額療養費・附加給付金の支給分を除きます。

一部負担金

通院：1人1か月につき、1 医療機関ごとに1,000円
(同医療機関から処方された薬局調剤分は合算)

入院：なし

問い合わせ先
こども課 (☎098-889-7028)



病気等、日常生活に援助が必要な状況となり、かつ援助を受けることが困難なひとり親家庭に対し、ヘルパー(家庭生活及び子育て支援員)を派遣し一時的な保育や日常生活のお手伝いをする制度です。

対象者

20歳未満の児童を養育している母子・父子家庭または寡婦家庭

利用できるとき

- ・母子家庭の母、父子家庭の父や、児童の一時的なケガや病気
- ・ひとり暮らしの寡婦、又は寡婦と同居している父母の一時的なケガや病気
- ・母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など（一時的なものに限る）
- ・冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加など
- ・その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき

手続き

- ①相談 こども課へ相談してください。
- ②申請 申請書（こども課で受取）の提出が必要です。
- ③審査 沖縄県母子寡婦福祉連合会にて、申請書類の内容を確認し審査します。
- ④決定 審査の結果、利用可能となった方が決定となります。
- ⑤派遣 ヘルパーが派遣され、一時的な保育や日常生活のお手伝いが開始されます。

派遣回数

原則として年間24回を限度としていますが、状況を判断のうえ対応します。

利用料

無料

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）
沖縄県母子寡婦福祉連合会（☎098-887-4099）



母子父子（寡婦）家庭の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るため無利子または低利で資金を貸付します。申請手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

対象者

- (1) 母子・父子家庭の母または父と扶養されている児童（子）
- (2) 寡婦家庭の母または子

母子・父子とは・・・配偶者のいない母または父で現に児童を扶養している者
 寡婦とは・・・・・・配偶者のいない母で、かつて配偶者のいない母として児童を扶養していたことがある者
 児童とは・・・・・・20歳未満の者

資金の種類と内容

資金の種類	内容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金
修学資金	子どもの就学に必要な経費（授業料、交通費等）
技能習得資金	就職に必要な技能習得のための経費
修業資金	事業開始または就職に必要な知識技能習得のための経費
就職支度資金	就職に際し必要な経費および通勤用自動車等を購入する経費
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な経費
生活資金	技能習得・医療介護資金貸付期間中の生活維持に必要な経費・生活安定期間または失業中の生活維持に必要な経費
住宅資金	住宅の建設・購入・補修・増築などに必要な経費
転宅資金	住宅を転居するために必要な資金
就学支度資金	就学・修業するための必要経費
結婚資金	子どもの結婚に際し必要な資金

※原則として連帯保証人が必要です。保証人が立てられない方でも貸付を受けることができる場合があります。

問い合わせ先
 こども課（☎098-889-7028）
 南部福祉事務所（☎098-889-6364）

